

国際関係の動きについて

平成20年の「学士課程答申」では、学習成果を重視する国際的な潮流を踏まえて、各大学において、「学位授与方針」を含む3つの方針の明確化をよう提起した。

その後、国際的には、そうした動きがさらに進むとともに、個別大学の取組にとどまらず、そうした活動が、国レベルで整っていることが重視されつつある。

1. 「学士課程答申」までの状況

平成20年の「学士課程答申」では、我が国の学士課程教育を論じるに当たり、国際的な動向として、学生が修得すべき学習成果の明確化が求められている状況を取り上げた。

各国の取組

アメリカ：2006年の「スプリングス・レポート」、2005年のAAC&Uの「教養教育アウトカム」のレポート、個別大学の取組

イギリス：1996年の「デアリング・レポート」、QAAによる「サブジェクト・ベンチマーク」、個別大学の取組

オーストラリア：2000年からの「ジェネリックスキルテスト」

複数国の連携による取組

ヨーロッパ：学習内容を共通様式で示す「ディプロマ・サプリメント」(学位証書補足資料)

国際機関における取組

OECD：高等教育における学習成果の評価について検討開始

そうした中で、我が国の大学の国際化については、個々の大学がそれぞれ大学間協定を締結し、独自に単位互換により学生交流を行う個別的な取組が一般的であった。

そこで、大学分科会では、学習成果に関して、各大学の参考として「学士力」の考え方を示した。それを含めて、各大学における3つの方針の明確化を提起した。

2. その後の動向として、アジアの複数国による連携の進展（例）

近年、EUにおけるボローニャ・プロセスの進展もあり、アジアにおいても、複数国の連携による取組が具体化されつつある。

そうした枠組みへの参加に当たっては、質保証について、個別大学の取組にとどまらず、国レベルでの取組を一層進めることが課題となっている。

(1) 日中韓によるCAMPUS Asia構想(Collective Action for Mobility Program of University Students)

平成22年以降、当時の鳩山総理のイニシアティブにより、日中韓3カ国の政府の協力により有識者会議を立ち上げ、平成23年5月に、日中韓による質保証の「ガイドライン」を公表し、政府、大学、質保証機関それぞれに求められる役割を明確化。

「ガイドライン」には法的な拘束力はないが、各国の大学において、体系的なカリキュラム、シラバス・成績評価などを整備することが共通テーマとなっている。

「日中韓の質の保証を伴った大学間交流ガイドライン」(抜粋)

関係大学は、...効果的な内部質保証システムを構築することが求められる。内部質保証の定義は、教育制度や学内の慣行によって様々であるが、その実施に当たり、以下の点が、3カ国の全ての関係大学で適用される。

- a) 教育・教授の基本的な情報や、交流プログラムの詳細な情報を公表すること
- b) 体系的なカリキュラムを構成すること。また、シラバスや成績評価の水準や一貫性の維持に考慮すること
- c) 単位授与・成績評価・単位互換の手続きが、各国の法令に適合すること。

こうした「ガイドライン」の趣旨を普及させるべく、日中韓の3カ国共同によるパイロットプログラムを採択することとなっている（我が国は「大学の世界展開力強化事業」として公募）。

採択された事業は、3カ国の質保証機関によるモニタリングの対象となり、評価に関する共同指標の開発を行うことになっている。

(2) ASEANによるAUN (ASEAN University Network)

AUNは、1995年にASEAN10カ国の高等教育担当大臣の合意により設立された大学間ネットワーク（現在メンバーは26大学）。

ANUでは、学生と教員の交流、共同研究、情報共有、ASEAN研究の促進、を4つの柱として活動している。本年11月にはASEAN+3（日中韓）へと大学ネットワークを拡大する動きもある。

ASEANでは、域内の単位互換システムが存在しており、そうした仕組みと我が国の単位制度との互換性を明確にすることも課題となってくる。

3. 国際機関による活動の進展と、それに対応した相互認証

UNESCO地域条約

ユネスコの「アジア・太平洋地域における高等教育の学業・卒業証書及び学位の認定に関する地域条約」は、1985年に発効しており、各国が、学位を相互認定する仕組みについて定めている（アジア太平洋のユネスコ加盟国51カ国中、批准しているのは21カ国（我が国は未批准））。

この条約を改正する動きが始まっており、11月には日本で会合が開催予定。改正事項としては、

- ・高等教育への入学資格、
- ・既修得学習（Partial Studies）
- ・各国の高等教育資格

等を、各国の間で実質的な相違がみられない限り、相互に認証するというもの。

また、各国の高等教育制度に関する情報交換のため、各国に「ナショナル・インフォメーション・センター」を設けることとなっている。

こうした中で、我が国の大学教育の内容と水準、特に、その中心をなしている単位制度について、海外の者を含めて分かりやすく説明できることが課題となっている。

4．学習到達度の測定

OECD-AHELO

2006年以降，高等教育の拡大や国際化の進展に伴い，学習成果の評価が重要になっていることを受け，経済協力開発機構（OECD）が学習成果の評価（AHELO: Assessment of Higher Education Learning Outcome）に関する国際的な検討の可能性を探るフィージビリティ・スタディを実施することを提案。

これは，大学を卒業する直前の学生を対象に，学習到達度の測定を行おうとするものであり，

- ・ 各国の多様性と特殊性を踏まえた場合に，学習成果を適切に測定するテストの開発が可能かどうか，
- ・ また，言語や文化を超えて国際比較が可能かどうか

を検証するため，一般的技能（Generic Skills），経済学，工学について，調査の枠組みを開発するとともに，テスト問題と採点基準を作成し，それらの妥当性を検証する作業が参加国において進められている。

我が国は工学分野に参加しており，平成20～23年度に，文部科学省が，東京工業大学に委託して，フィージビリティ・スタディの実施のあり方に関する調査研究を実施している。

アジアでの質保証を伴った大学間交流にかかる我が国の取組

1. 日中韓大学間交流・連携推進会議の開催

第2回日中韓サミット(平成21年10月)において、鳩山元総理より、3か国間で質の高い大学間交流を行うこと、これを検討する有識者会議の設置、及びアジアにおける質保証を考える国際シンポジウムの開催を提言、合意。

東京で第1回日中韓大学間交流・連携推進会議(平成22年4月)が開催。各国の政府、大学、質保証機関、産業界等から成る有識者委員により、日中韓の大学間交流の構想名称を「**CAMPUS Asia**」*(**キャンパス・アジア**)とすることなどに合意。(*Collective Action for Mobility Program of University Students in Asia)

第2回会議(平成22年12月、於北京)では、大学間交流を促進するための単位互換や成績評価等に関する3国間のガイドラインについて大筋合意するとともに、パイロットプログラムを平成23年の早期に開始できるよう準備を進めることに合意。

平成23年5月17日には、韓国・済州島で第3回会議を開催し、ガイドラインの最終確定及びパイロットプログラムの3国共同公募開始などについて合意。現在3国がパイロットプログラムの一次審査中(50件以上の申請があり、10件程度を採択予定)。

・ガイドラインを通じて示すべき交流の基本像

各国におけるそれぞれの責任に基づき、大学、政府、質保証機関、産業界等の関係者が、質保証を伴う3国の協働教育実施に係る努力事項を明記し、ひいては国内外の高等教育の質保証の向上につなげることとして位置づけ。

パイロットプログラム実施に際して、我が国は平成23年度予算において、大学の世界展開力強化事業・「キャンパス・アジア」中核拠点を財政支援。



< 審議内容 >

- ・大学間における交流プログラムや質保証に関する共通理解
- ・成績管理や単位認定、学位授与等の教育の質の保証に関する事柄を大学間交流のためのガイドラインとしてとりまとめ
- ・パイロットプログラムの早期実施とその支援方策
- ・大学評価の共同指標、質保証に関する共通用語集の発行、各国の大学評価に関する情報の共有化、評価活動の相互参加

< 有識者委員 >

[日本]

安西 祐一郎	中央教育審議会大学分科会長、慶應義塾学事顧問
中鉢 良治	ソニー株式会社副会長
寺島 実郎	財団法人日本総合研究所理事長、多摩大学学長
濱田 純一	東京大学総長
平野 眞一	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
磯田 文雄	文部科学省高等教育局長

[中国]

呉 博達	中国教育部学位・大学院生教育発展センター主任
季 平	中国教育部高等教育教学評価センター主任
楊 河	北京大学学長代理(副学長)
張 兆東	中国北大方正グループ株式会社総裁
張 秀琴	中国教育部国際協力交流司司長
劉 桔	中国教育部高等教育司副司長

[韓国]

ソン・テジェ	大学教育協議会事務総長
ユン・ジョンヨン	サムソン電子顧問
イ・ヒョンチョン	祥明大学総長
キム・インセ	釜山国立大学総長
キム・テウオン	韓国教育開発院長
ソン・キドン	教育科学技術部国際協力局長
: 共同議長	

2. 東アジア高等教育質保証国際シンポジウムの開催

日中韓大学間交流・連携推進会議における検討に加え、ASEAN + 3首脳会議の合意に基づきタイが提唱するASEAN + 3教育行動計画や、域内の大学団体等における取組とも連携しながら、東アジア各国の政府、大学及び大学団体、質保証機関、産業界等の参加による国際シンポジウムを、平成23年9月29・30日に東京で開催した。

ユネスコ アジア・太平洋地域における 高等教育の学業・卒業証書及び 学位の認定に関する地域条約について

1. 現行条約の内容

アジア・太平洋地域内における学生や研究者の流動性を高める観点から、単位や学位の認定や、その他高等教育への入学・進学条件の互換性に関する原則を定めることを目的として、1985年に発効。

締約国においては、権限ある当局が認定し得るとみなす限り、他の加盟国における単位や学位を認定するための全ての可能な措置をとるものとする。

2010年現在で21カ国が加盟。

締約国：中国、オーストラリア、スリランカ、トルコ、北朝鮮、韓国、ネパール、モルジブ、ロシア、モンゴル、タジキスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、バチカン、キルギスタン、トルクメニスタン、カザフスタン、インド、ラオス、フィリピン、インドネシア

2. 現行条約の改正に向けた検討状況

近年の高等教育をめぐる状況の変化を踏まえ、現行条約の改正について検討を開始することが平成19年5月の締約国会合（韓国・ソウル）において提案。

改正内容として、ユネスコ/OECDガイドラインの遵守に関する条項の追加や、より多くの国が批准できるよう、一部条文について規範性を弱めること等について検討し、締約国会議において改正案の素案がとりまとめられたところ。

2010年10月のユネスコ総会において、改正案を採択するための政府間会合を2011年11月25、26日に日本で開催することを決定。

他地域における条約の締結状況：

ラテンアメリカ及びカリブ海地域： 1975年発効

アラブ地域： 1978年発効

ヨーロッパ地域： 1979年発効

アフリカ地域： 1981年発効

地中海条約（ヨーロッパ及びアラブ地域）： 1976年発効

（ヨーロッパ地域については、1997年より欧州評議会とユネスコの連名によるリスボン条約に移行し、現在はボローニャ宣言に基づくヨーロッパ高等教育圏に実質的に移行）